

第2回 鳴瀬川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場

第2回 筒砂子ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場

開催日：平成23年2月9日（水）

10：00～12：00

場 所：大崎合同庁舎 大会議室

1. 開会

【進行】 本日はお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。ただいまより『第2回鳴瀬川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場』及び『第2回筒砂子ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場』を合同で開催いたします。

本日の司会進行を務めさせていただきます宮城県土木部次長の伊藤でございます。

【進行】 東北地方整備局河川調査官の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

本日はお手元に配付しております議事次第に沿って進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、配付資料でございますが、議事次第の一覧を記載してございます。ご確認の上、資料に不足等がございましたら、事務局までお申し出願います。

また、本日の『検討の場』でございますが、参考資料の規約、そして公開方法により進めてまいりますので、出席者及び傍聴の皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、本日の出席者をご紹介します。

初めに、関係地方公共団体の構成員の皆様をご紹介します。

石巻市長の亀山紘様でございます。

【亀井石巻市長】 亀山です。おはようございます。よろしくお願いいたします。

【進行】 東松島市長代理で副市長の大沼雄吉様でございます。

【大沼東松島市副市長（阿部東松島市長代理）】 大沼です。よろしくお願いいたします。

【進行】 大崎市長の伊藤康志様でございます。

【伊藤大崎市長】 よろしくどうぞ。

【進行】 松島町長の大橋健男様でございます。

【大橋松島町長】 大橋でございます。よろしくお願いいたします。

【進行】 色麻町長伊藤拓哉様でございます。

【伊藤色麻町長】 伊藤でございます。

【司会】 加美町長佐藤澄男様でございます。

【佐藤加美町長】 よろしく申し上げます。

【進行】 涌谷町長代理で副町長の安部周治様でございます。

【安部涌谷町副町長（大橋涌谷町長）】 安部でございます。

【進行】 美里町長の佐々木功悦様でございます。

【佐々木美里町長】 佐々木でございます。よろしくお願いします。

【進行】 次に、『鳴瀬川総合開発事業』の検討主体であります東北地方整備局長代理の田上河川部長でございます。

【田上河川部長（徳山局長代理）】 田上でございます。よろしくお願いします。

【進行】 『筒砂子ダム建設事業』の検討主体であります宮城県知事代理の土木部、渥美建設交通局長でございます。

【渥美宮城県土木部建設交通局長（村井宮城県知事代理）】 よろしくお願いします。

2. あいさつ（東北地方整備局）

【進行】 それでは、検討主体を代表いたしまして、東北地方整備局、田上河川部長よりご挨拶を申し上げます。お願いします。

【田上河川部長】 それでは、両検討主体を代表しまして、ご挨拶をさせていただきます。

本日は足元の悪い中、第2回鳴瀬川総合開発及び筒砂子ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

第1回の『検討の場』につきましては、昨年11月19日、この場で開催させていただきました。そのときも各市長、町長さんの方々から地域の思い、ご意見等々多数いただきました。改めて御礼を申し上げたいと思っております。

今回の『検討の場』でございますが、お手元の議事次第にもございますが、大きく2点、ご報告あるいはご説明をさせていただきたいと考えております。

まず、改めてでございますが、流域河川の概要、当流域のこれまでの経緯等々をご説明させていただき、さらに検証ダムの2ダムの概要等々説明させていただいた上で、6. に書いてございますが、複数の治水・利水の対策案の立案についてご説明をさせていただきたいと考えております。

この6. の治水、利水の対策案の概要につきましては、前回ご説明させていただいた『再評価実施要領細目』によりますと、治水で申し上げますと、26の方策が示されているわけです。例えばダム、河道、あるいは遊水地等々、個々の方策26メニューがございます。当流域に照らし合わせて、その26メニューをどういう組み合わせでやっていくのか、考えていくのかという話等々を本日は説明をさせていただこうと考えております。

その上で、次回になります。いろいろな代替案の中から、組み合わせさせていただいた代替案の中から概算事業費だとか、コストだとか、そういうところについてご説明を次回以降にさせていただこうと考えております。

本日も次につながる話でございますので、各市長、町長さん方の忌憚のないご意見等々をお願いしたいと思っております。本日は、よろしくお願いたします。

【進行】 ありがとうございます。

3. 流域及び河川の概要

4. 検証対象ダムの概要

5. 検証対象ダム事業等の点検について

【進行】 それでは、議事に進みます。

議事次第3番目の流域及び河川の概要から5番目の検証対象ダム事業等の点検についてと、3項目について一括して東北地方整備局及び宮城県の両事務局からご説明申し上げます。

【山本水災害予報企画官】 それでは、資料1に基づきまして、流域と河川の概要、あとは利水計画の概要、検討に当たっての点検の考え方を説明させていただきます。

まず、表紙を開いていただきまして、目次がございます。この目次は、最終的に『検討の場』の議論の結果を対処方針案ということで報告書として提出しなさいということになっておりますが、その報告書の目次構成に合わせた形で整理をさせていただきます。

初めに、流域及び河川の概要でございますが、これらにつきましては恐らくご出席の皆様の方がお詳しいと思っておりますので、簡略化して説明をさせていただきたいと思います。

まず、1ページ目でございますが、鳴瀬川水系の流域の諸元が書いてございます。特徴的なところとしましては、左上の流域図に灰色で網かけをしておりますが、鳴瀬川流域の中に鳴瀬川流域ではない鶴田川の流域が入り込んでいる、これは全国的にも極めて特徴的なところかというふうに思われます。

続きまして、2ページ目に地形、地質、気候、流況等を書いていますが、気候の特徴としまして、2ページ目の右上の地図でございますが、これの年降水量を見ていただきますと、海側では年間約1,000ミリ程度の雨でございますが、山側にいくと2,000ミ

りを超える、こういった山側のほうに大量に降った雨が下流のほうに流れてくる。下流のほうは、それほど雨が降るといふところではないと。こういった特徴は、今後利水、治水の対策案を考えていく上で配慮すべきところかと考えてございます。

3 ページ目が歴史・文化、自然環境、河川利用の概要でございまして、4 ページ目からが治水の現状と課題でございまして、第1回の検討の場で各首長様方からこれまで鳴瀬川は他の流域も含めていろいろな経緯をもってやってきておるのだというようなご意見を多数いただきましたので、5 ページのところ、鳴瀬川だけではなく北上川の改修も含めてこの地域では総合的に治水を行ってきたというようなことがわかるように過去の経緯の取りまとめ方をさせていただきます。

6 ページ目が利水の経緯と現状、7 ページも同様でございまして、利水の現状は、9 ページまでで、10 ページに利水に関して最近の渇水被害の現状をまとめさせていただきました。近年の大きな渇水としましては、昭和60年の渇水、あとは平成6年の渇水がございまして、例えば田んぼであれば番水で何日間も対応したというようなことがございました。そのほかにも10ページの右側の表にあるような渇水がございまして、そのように新聞記事になっていたりとということがございます。

11 ページ以降につきましては、近年の渇水の状況で、水が川からなくなりましたというような写真、あとは12ページにはそれを伝える新聞記事、どんな対策を行ってきたのかというのを載せてございます。

13 ページが自然環境の現状と課題でございまして、ここまでが河川と流域の現状と課題でございまして。

次に、14 ページからが2番目の計画の概要でございまして、鳴瀬川水系におきましては、平成18年2月14日に河川整備の基本方針ができており、それを受けて河川整備計画が、国の管理区間につきましては平成19年8月3日、県の管理区間については平成20年の1月19日に策定されてございます。

どういった対策を行うかということにつきましては、15ページの右上の主要な整備メニューというところに、大規模施設として田川ダムと筒砂子ダム、田川ダムは国でございまして、筒砂子ダムは県においてそれぞれ整備する。あとは、河川の改修としまして、中流部から下流部にかけて河道の掘削、土を掘って低水路幅を広げる、あとは堤防の量的整備を行うといったことがメニューとされております。あと、支川の吉田川につきましても同じように堤防の量的整備、河道掘削等を行うというような

整備計画になってございます。

16ページがそれぞれの検証対象ダムの現在の計画の概要でございます。まず、鳴瀬川総合開発ですが、これはまだ調査段階で、これらの計画の数字はすべて決定したものではありません。現在検討している中で、これぐらいの数字であろうというのをお示ししているものでございます。

鳴瀬川総合開発の目的としましては、左下に4つ書いてございますが、まず洪水調節として、田川ダム地点の計画高水流量360立方メートル毎秒のうち、310立方メートル毎秒の洪水調節を行うことを目的としています。2つ目、流水の正常な機能の維持も目的の一つとしております。3番、4番は利水の関係でございますけれども、かんがい用水の確保、水道水の確保、こういったことを目的としている多目的ダムでございます。

なお、鳴瀬川総合開発、これ田川ダム建設事業と呼ばずに鳴瀬川総合開発事業と呼んでおるのですが、これは何故かといいますと、田川ダム単独の建設事業ではございませんで、田川ダムとあわせまして洪水導水路というのを設ける形になっております。16ページの上の図面で、田川ダム、丸をつけているところの上に洪水導水路と赤く書いてございます。これは何かと申しますと、田川ダムの流域ではない流域から洪水時に水を持ってきて、田川ダムに貯めてしまうと。そうすることによって、田川ダムの治水効果をより発揮させようという計画になってございます。これが鳴瀬川総合開発事業の現在の概要でございます。

【久保田河川課長】 17ページをご覧ください。宮城県土木部河川課長の久保田でございます。筒砂子ダムの建設事業の内容についてご説明申し上げます。

筒砂子ダムの目的といたしましては、17ページ、下の箱で書いてございます洪水調節、これにおきましては計画高水流量毎秒650立方メートルのうち毎秒570立方メートルの洪水調節を行うものです。2番目といたしまして、流水の正常な機能の維持、3番目といたしまして、かんがい用水の確保ということがございます。筒砂子ダムは建設段階に入っております。位置とか貯水池容量につきましては資料のとおりでございます。

【山本水災害予報企画官】 続きまして、田川ダム、筒砂子ダムの利水計画がどうなっているかについて説明させていただきます。

18ページにつきましては、現在どういう施設でどれだけの水を取水しているかとい

う実態を示したものでございます。

19ページにつきましては、これまでいろいろ調整をされてきて、計画上も含めまして鳴瀬川水系には4つの利水を目的とした主要なダムがございまして、19ページの右の中程に、流域にいろいろな地区を色分けしていますが、それぞれのダムが役割分担を持って各地点に補給をする計画になっているという資料でございます。

20ページが、かんがいともう一つの水道についての計画の概要でございます。

21ページは、新規利水ではなく流水の正常な機能の維持とは何かというのを説明したものでございます。流水の正常な機能の維持というのは、この絵を見ていただくと若干わかりやすいのではないかと思います。このグラフの中で曲線を描いているものが流況です。要は、川を流れる流量と考えていただければ結構かと思えます。その下の黒い線が、正常流量と書いていますけれども、これはいわば河川に流さなければならない流量、中身は維持流量と既得水利権量と書いていますが、実際に既に水利権を持っていて取水をされている流量は、当然川に流れていなければなりませんし、維持流量につきましては下に注釈が書いていますが、例えば河口の閉塞の防止であったり、景観であったり、動植物の生息とかのために最低限流さなければならない流量ということでございます。新規にダムで利水を補給する場合は、まずこの正常流量を確保しなければ補給ができない。例えば実際に正常流量、流れていなければならない流量が流れていない場合、ダムから補給すると上流のほうで既得の水利権を持っているところは、それは当然権利ですから取水する。そうすると、目的のところに水は流れていきませんので、まずここを補給してから新規利水のところに補給してやるのだというのを説明させていただいた資料でございます。

次に、22ページ以降に既得利水がどうなっているかというのを網羅して示したものでございます。22ページから23ページ、24ページ、25ページ、こういった既得水利がありまして、あと新規利水に関しましては25ページに書いておりますが、“豊水水利権”を取得したというのを示させていただいております。

正常流量のもう一つの目的、維持流量の決め方を26ページ、27ページ以降に示させていただいております。実際には、もっとたくさん流量を決めるための基準がございまずけれども、ここは大きく3つだけ示させていただいております。26ページの下の方に、②、③と、右側の①の動植物の生息地・生育地の状況ということで、この流域にはサクラマスやサケなどが生息しておりますので、産卵とか移動水深を確保するた

めに必要な流量を確保しなければならない。左側にいって、景観のためにはどれだけ水の量が必要です。流水の清潔の保持、水質をある程度維持するためにこれだけの水を流さなければなりません。こういったことから維持流量は設定されていますという資料でございます。27ページ、28ページも同じでございます。

29ページは、実際その正常流量がちゃんと確保されているのかどうかというのを示した図でございます。4つグラフがありますけれども、そのうちの上の2つ、Case 1、自然流況と書いてありますが、これが仮に現在水利権を持っていても水を全く取水しない場合、川にどれだけ水が流れているかというのを示したものでございます。左側は基準年の昭和60年、大体10年に1度程度の渇水の規模の年でございまして、右側が大体2年に1回程度の渇水規模の年でございしますが、もし全く水を取らなければ、10年に1度程度の渇水の年であっても、正常流量は確保できているけれども、実際には上流で取水がされておりますので、基準地点では丸で困ってあるところのように正常流量を割ることがございます。そのために、ここには補給をしなければなりませんというのを示した資料でございます。

現在の計画の概要につきましては、ここまででございます。

次に、3つ目でございます。31ページでございますが、検証対象ダム事業等の点検についてでございます。点検とは何かというのを31ページに書かせていただいています。枠囲いの中が今回の検証に当たりまして、こういったことをやりなさいと決められている『ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目』の本文から抜粋したものでございますけれども、基本計画等の作成又は変更から長期間が経過しているダム事業については、必要に応じ総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行うとされていることから、今回も点検を行うものでございます。

実際に何を点検するのかというのを後ろに書いてございますが、点検の趣旨は、今回の検証のプロセスに位置づけられている、ダム事業等の点検の一環として行うものでございます。

どのような観点から検討するかといいますと、現在保有している技術情報の範囲内で、今後の方向性に関する判断とは一切かわりなく現在の事業計画を検討するものということで、一切の予断を持たず、事実関係のみで点検を行いますということでございます。

また、予断を持たずに検証を進める観点から、ダム事業の点検及び他の治水対策（代替案）のいずれの検討に当たっても期待的要素は含まないこととしている。例えば将来技術が発達して、「もっと安くできるのではないか」、そういった将来こうなるかもしれないということは、一切点検のときには考慮いたしませんというものでございます。

しかしながら、実際に結論が出て、「こういった事業でいきましょう」となった場合は、当然実際の施工に当たって、コスト縮減とか工期短縮に対して、そのときの技術を用いまして最大限の努力をするということでございます。

次に、点検のそれぞれの考え方でございます。総事業費、堆砂計画、工期、あとは計画の前提となるデータ等でございますが、まず総事業費の点検の考え方につきましては、直近の事業再評価時、これは今年の6月に受けておりますが、そのときに提示した総事業費約770億円、工期平成37年度と書いています。この770億円という事業費が適切、妥当かどうかについて点検をするものです。どのように点検をするかといいますと、平成22年6月の事業費を算定した後の新たな調査検討結果や設計成果をもとに算定根拠の数量や内容の妥当性を確認するとともに、最新の平成22年度単価による確認を行う。数量や内容につきましては、今後の変動要素も考慮して分析、評価するということとしております。

堆砂計画につきましても、同じように直近の事業再評価時、平成22年6月に提示した総事業費の算定根拠とした計画堆砂容量を対象としまして、現計画の堆砂量推計手法の妥当性を改めて確認します。また、当該ダムの最新データを反映して確認するということとしております。

工期の点検の考え方としましては、同じように平成22年6月の事業再評価時に提示した工期を点検することとしておりまして、建設事業着手後、事業完了までの期間を、現在、他のダムでやった実績等もありますし、現在の技術で標準的な工程を仮定して、何年ぐらい掛かるかというのを点検するということでございます。なお、建設事業着手時期は決まっております。

鳴総の点検につきましては、以上でございます。

【久保田河川課長】 続きまして、34ページをお開きください。筒砂子ダム建設事業の点検についてご説明申し上げます。

筒砂子ダムも同様に総事業費の点検、堆砂計画の点検、それから工期の点検等を行

います。

まず、総事業費の点検でございますけれども、筒砂子ダムにつきましては平成18年6月に事業再評価を受けておりまして、右側の35ページに書いてございます事業費800億円を対象にして点検を行いたいと思っております。この事業費は、平成15年度に事業費を改定しておりまして、その総事業費を算定した後の新たな調査検討結果及び設計成果をもとに算定根拠の数量や内容の妥当性を確認するとともに、最新の平成22年度単価による確認を実施してまいりたいと思っております。また、数量や内容についても今後の変動要素を考慮して分析、評価をしてまいりたいと思っております。

次に、堆砂計画の点検の考え方でございますけれども、こちらも平成18年6月の事業再評価の際に提示した堆砂計画容量を対象にしてございます。現計画の堆砂量推計手法の妥当性を改めて確認して、また当該ダムの最新データを反映して確認してまいりたいと思っております。

最後に、工期の点検の考え方でございますけれども、こちらも平成18年6月の事業再評価の際に提示した工期を対象といたします。調査設計等に着手した後、事業完了までの期間を、こちらも標準的な工程を仮定して検討してまいりたいと思っております。

【山本水災害予報企画官】 最後に、計画の前提となるデータの点検でございます。36ページでございますが、具体的には雨量データ、流量データを点検することとしております。雨量データ、流量データにつきましては、さまざまな形で現在データが残っており、例えば報告書の月表とか年表と言われるような形でまとまったのが残っておりますし、それらをデータベース化されたものもございます。あとは、計画策定時に計算に使うデータとしてコンピューターの中に入っているようなデータとか、そういったものもございますので、そういったデータを可能な限り収集しまして、観測誤差があるかどうか、当時観測機器に異常があったかどうか、データの誤記がないかどうか、観測地点の設置、移動や観測に影響する周辺状況変化の有無等について、できる限り点検を行うこととしております。

なお、点検の対象とする実績の洪水は、下に書かれている3つでございます。これまで計画の検討に用いられている洪水、河川整備計画の目標としている洪水、その他

近年の代表的洪水、こういった洪水のときのデータを点検するというごさいます。

雨量データの具体的な点検方法でございすが、抽出地点、データについて、観測記録、月表や年表等のデータ記載資料の点検を行い、計算に使われていたデータとの整合性を確認して、データの間違い、あるいは修正の必要性があるのかどうか、そういったものを確認いたします。

また、対象洪水ごとに等雨量線図や各地点データの比較を行い、近傍の、観測所との観測値の極端な違いがないかどうか、あるいは時間的ズレがないかどうかを確認して、例えば隣の観測所と雨量が倍、半分違うとか、あとはピークの時間がズレているとか、そういった場合については、中身について詳細に点検を行うということごさいます。

データとして1日雨量と1時間雨量の両方がある場合につきましては、データの整合性ということで、時間雨量の合計値が日雨量になっているかどうかについても確認いたしまして、雨量データの間違いの確認を行います。

流量データにつきましては、流量観測データの計算書、断面計算書、観測所横断面等のデータ記載資料の点検を行い、データの間違いや修正の必要性を確認します。

流量データは、流量観測データを計画にそのまま使っているわけではございせんので、その流量観測値をもとに、水位と流量の関係を近似する式、我々H-Q式と呼んでおりますが、こういった換算式をつくりまして、水位データから流量データに換算して計画に用いております。そのため、点検の対象とする洪水について、水位観測値と流量観測値の整合性がとられているかどうか、こういった確認を行います。

続きまして、もう一つの点検、これは別途『実施要領細目』に示されているのが、利水参画者の開発量の確認でございすが、『実施要領細目』の文言は、同じように37ページに枠囲いで書いてありますが、検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何立方メートル毎秒が必要か、また必要に応じ利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体である、国、県において、例えば水道用水であれば人口動態の推計など必要量の算出が妥当に行われているかどうかを確認するというごさいます。

実際にどんな資料で確認するかについては、37ページの下に書いてございすが、利水照会をしたとき回答に添付されてきた資料、あとはかんがい用水の利用計画資料、

水道事業の計画認可資料、こういったものを集めまして、我々のほうで点検を行います。38ページ、39ページに確認方法を示してございます。

まず、38ページ、かんがい用水でございますが、『土地改良事業計画設計基準』『農業土木ハンドブック』など、これらの文献を参考としまして、下の5項目について確認することとしております。

まず最初に、取水期間、かんがい面積でございますが、必要水量算出のための基礎となる部分であることから、取水期間、かんがい面積、水利用ブロック、作物別面積の確定方法について確認をいたします。

減水深・消費水量につきましては、地形、土壌タイプや作物の栽培時期等の要因に影響されるものですので、これらの推計方法と実測調査の実施状況について確認を行うこととしております。

純用水量・粗用水量につきましては、水田や畑などの必要とする単位用水量から有効雨量を差し引いた水量にかんがい面積を乗じて算出した用水量でありまして、粗用水量は純用水量をかんがい効率で除したもので、かんがい地区全体の必要とする水量を示すものでございますので、それらの計算方法が妥当かどうか確認を行います。

河川の依存量でございますが、地区全体の粗用水量から地区内利用可能量を差し引いて算出されるもので、各取水口ごとに算出されるので、地区内利用可能量、河川依存量、これらが妥当に計算されているか、算出方法について確認します。

確保水源の状況につきましても、同様に確認をするということでございます。

39ページが同じく水道用水の確認の方法でございます。水道用水については、『水道施設設計指針』『水道統計』などを参考として、以下の基本的事項について確認をするということでございます。同じように、どのように計算されているかということを示した上で、その計算方法が妥当かどうかを確認するといった内容でございます。

なお、参考でございますが、40ページには既に実施した、現在予定している利水者についての参画の意思確認、必要量について、利水照会をして回答をいただいた内容を掲載しました。かんがい用水につきましては、当初予定していた計画量どおり必要だという回答をいただいております。水道用水につきましては、当初1日当たり1,000立方メートルということで計画しておりましたが、今回参加継続の意思がないというお答えをいただいております。

【久保田河川課長】 筒砂子ダムにおきましても、利水照会してございまして、かんがい

用水につきましては現計画と同じく、また参画と、同じ水量ということでの回答をいただいているところでございます。

【山本水災害予報企画官】 以上、3つまとめて説明させていただきました。

【進行】 ありがとうございます。

それでは、ここまでの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

説明資料の中でわかりづらい表現とか、記載内容がちょっと不十分な箇所など、お気づきの点がございましたら、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

伊藤市長、お願いいたします。

【伊藤大崎市長】 38ページ、40ページにかんがい用水、開発量の算出方法の確認ということですが、鳴瀬川は農政局からの利水参画者名ということですが、これはいつの時点での確認なのかということと、実は国の農林水産省の新年度事業のメニューの中に新たな農業用水を必要とする計画が実はあります。かつて5年前に『農地・水・環境保全向上対策事業』として農水省が始めた事業が、今年から2階の分と1階の分というふうに分かれて、2階の分で『環境保全型農業直接支払事業』というのがスタートして、この中に地球温暖化防止だとか生物多様性の関係で、大崎の田尻地域で今先行して進められております。“冬水田んぼ” “冬期湛水方式”、これを農水省が新たな事業メニューとして、この事業を、環境保全型農業をする場合は直接支援をしていくというメニューでありまして、環境保全型や渡り鳥と共生したり生物多様性で、今後の環境保全型農業として非常に期待をさせていただいているのですが、この場合、新たな水利権が必要になってくるはずでありますので、こういう分を、いつの時点での確認かということに裏づけられるのですが、いつの時点だったのかという、こういう新しいメニューの分はカウントされているのかどうか、確認です。

【山本水災害予報企画官】 何について点検するかというと、40ページに書かれている東北農政局さんからの回答で、参加継続の意思確認等の状況で、これまでと同じなのですが、代かき期15.364立方メートル毎秒、普通期9.414立方メートル毎秒というのをご回答いただいていますので、この数字を出した根拠というか計画の最新のものについて点検をするという形になります。具体的な点検はまだしておらないので、中身までは承知しておらないのですが、仮に市長さんがおっしゃったようなのがこれの根拠としてあるのであれば、それについても点検するような形になります。

【伊藤大崎市長】 (回答は)いつですか。

【山本水災害予報企画官】 意見照会したのが昨年(2019年)の12月で、回答も12月の末、いただいていますので、その時点での数字の確認ということになります。

【伊藤大崎市長】 是非、今後の点検の中で、農水省が新たに鳴り物入りでスタートする、そういう新たなかんがい用水を必要とする事業がカウントされているかどうかを点検していただきたいと。是非呼び込んでいただきたいという期待を含めておきます。

【進行】 お願いいたします。

【亀井石巻市長】 事業等の点検について、雨量とか流量データの点検の考え方にありますけれども、これは将来的にこの地球温暖化などの要因による集中豪雨、ゲリラ豪雨、あるいは山林の保水能力の低下とか、こういったものの考え方にはそういったものは入ることはあるのでしょうか。

【山本水災害予報企画官】 今回の点検は、これまで実際に観測されたデータの点検でございますので、将来の見込みについて考えるはございませんが、例えば最近の洪水についても点検をすることにしておりますので、ゲリラ豪雨とか、そういった影響は、最近の代表的な洪水の中に入っていれば、それも含めて点検するというような形になると思います。

森林の保全等につきましては、後で代替案のところ若干説明しようと思っておりましたが、現在の計画は森林をそのまま保全した形で計画しておりますので、それにつきましては今後とも森林は保全していかなければいけないものと思っておりますし、その前提で点検計画を、計画というか、代替案の評価を進めていくこととしております。

【亀井石巻市長】 やはりこれからの見通しを考えると、ある程度安全率をかなり、ちょっとファクターを掛けていく必要があるのではないかという気がするけれども、こういったデータにはそれは反映されるということは、なかなか難しいとは思いますが、どの程度予測するかというのは。

【山本水災害予報企画官】 それは、点検よりは評価に入ってくるのかなとは思っております。評価の中に、柔軟性という項目が入っておりまして、その柔軟性の中には、まさにおっしゃった気候変動による将来の流量の変化に対応できるかどうか、そういったものも評価軸の中に入っておりますので、評価のときに考えていくということを考えてございます。

【進行】 今事務局から評価という言葉が出てきましたが、これは代替案を組み立てて、それを個別に評価をする段階で、そこできちんと評価をしていくということですね。それでよろしいですね。

【山本水災害予報企画官】 そうです。

【進行】 はい、ありがとうございます。

【進行】 はい、どうぞ。

【大橋松島町長】 今安全率のお話とか、評価の話が出たので、ちょっと確認をしておきたいのですが、安全率を高めに見過ぎますと、設備関係が過大になってしまったりするわけですから、その辺は幅というふうなのは結構注意してやらなくてはならないのかなと思います。

あと、評価ですけれども、これは何通りかのパターンを出して、それで評価するような格好になるのですか、それとも一発で出るような格好になるのですか。

【山本水災害予報企画官】 評価につきましては、まず考えられる整備メニューの組み合わせをいろいろ考えた上で、概略的な評価を行って、大体2案～5案ぐらいの代替案に絞り込みます。その2案～5案の代替案と今の現行の整備計画案をそれぞれ示された評価軸に沿って詳細な評価をして、最終的に鳴瀬川水系ではこの計画が一番ですというような流れで進めていくことになります。

【進行】 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

6. 複数の治水・利水対策案の立案について

7. 討議

【進行】 それでは次に、議事次第6に進ませていただきます。複数の治水・利水対策案の立案でございます。

ここで、治水、利水及び先ほど出ました流水の正常な機能の維持につきまして、個々の対応方策と、その対応方策の組み合わせによる代替案を組み立てる際の考え方を説明いたします。

それでは、事務局、お願いします。

【山本水災害予報企画官】 それでは、同じ資料の41ページから説明させていただきます。

治水、利水対策案の立案の考え方でございますが、まず(1)に書いてございます

が、治水及び流水の正常な機能の維持に関しては、『鳴瀬川水系河川整備計画』、既に策定されている計画の目標と同程度の目標を達成することを基本として組み合わせを考えます。新規利水につきましては、利水参画者への確認等を行いましたので、その必要な水量を確保することとして立案いたします。

(2) でございますが、目的別に検証対象ダムの『鳴瀬川水系河川整備計画』による案、すなわち現行の案でございますが、そのほか検証対象ダム、今回鳴瀬川水系には2つありますので、それが片方無い案、あるいは両方無い案、削減する際に既存ダムの有効活用や検証対象ダムの再編をあわせて実施する案を立案し、比較評価するという事なので、鳴瀬川水系には既設のダムが既に2つあって、計画のダムが2つあるということですので、その組み合わせについては幅広く検討していくというのが他の水系には恐らく余りないところかなというふうに考えてございます。立案に当たっては、『ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目』に基づいて幅広い方策を検討しまして、組み合わせて複数の対策案を立案するという事でございます。

対策案の検討範囲は、鳴瀬川本川の国管理区間、県管理区間及びその流域を中心として河川整備計画で予定している支川の吉田川の河道整備との関連も適切に評価することとしてございます。

42ページ、43ページが、まず治水の対策案の立案についてでございます。これは、有識者会議で『中間とりまとめ』のときに出された資料をそのままつけてございますが、非常にたくさんの対策案について検討しなさいということになってございます。これらすべてにつきまして、鳴瀬川水系において対策の可能性があるのかないのかというのを検討したのが、44ページ、45ページです。1) から45ページ26) までのメニューは、先ほどのページのメニューと同じでございます。

簡単に説明いたしますと、1) ダム（河川整備計画）は、これは現行案なので、当然検討の俎上にのっています。

2) ダムの有効活用ということで、鳴瀬川水系には既設のダムがありますし、計画のダムも2つありまして、それらの再編ということも考えられることから、代替案の適用策の可能性があるとして検討を進めてまいります。

3) 遊水地等でございますが、これも鳴瀬川水系において効果を定量化できますし、これも検討の俎上にのせることとしております。

4) 放水路も同じく実際につくれば当然効果は出るわけでございますので、これも

検討の対象といたします。

5)、6)、7)、河道の掘削、引堤、堤防のかさ上げは、河川の流下能力を上げるものでございますので、当然ながらこれも対策案の可能性はあるというふうに考えております。

8) 樹木の伐採につきましては、基本的に今樹木のないところに樹木が生えてきたら適切に管理しなければなりませんし、あるいは例えば5)の河道の掘削で河道を削るようなところは、それに合わせて樹木の伐採も行ってしまうので、こういったものも当然検討の対象に入ってきます。

9)、10)、11)、12)につきましては、決壊しない堤防とか決壊しづらい堤防というのは、計画以上の雨が降ったときにどうなるかという話でございまして、計画の雨に対する効果は定量化できないということで、これらについては検討の対象外としたしております。

45ページは、河川区域ではなくて流域を中心とした方策のメニューが書かれておりますが、13) 雨水貯留施設、14) 雨水浸透施設につきましては、主に市街地等で行われる対策でございまして、鳴瀬川水系にも幾つか市街地がございまして、それらに雨水貯留施設、浸透施設を設置した場合の効果というのをある程度は計算できると考えておりますので、これらについても検討の俎上にのせるということを考えております。

15) 遊水機能を有する土地の保全は、現在堤防がなくであふれているところはそのままとしましょうという対策でございまして、鳴瀬川水系におきましては堤防が未完成のところはあっても、全く堤防がないところはございませぬので、これは検討の対象外にしてございまして。

16) 部分的に低い堤防の存置、これは部分的に低い堤防がありますので、これを検討の対象といたしております。

17) 霞堤の存置、18) 輪中堤につきましては、鳴瀬川はもう堤防が連続しておりますので、霞堤はありませんし、輪中堤も行う用地がないので、これは対象外。

19) 二線堤は、16)の部分的に低い堤防の存置との組み合わせになるかと思いますが、低い堤防のところをそのままにして、あふれたときにその先の堤防をさらにつくって、市街地だけは守りましょうという対策でございまして、これは検討の可能性はあるだろうと考えております。

20) 樹林帯等については、流量低減の効果はございませぬので、これについても検

討の対象にはいたしません。

21) 宅地のかさ上げは、二線堤と同じく部分的に低い堤防の存置との組み合わせとして、溢れたときに宅地だけは守るようにかさ上げしましょうということで、これは検討の対象といたします。

宅地のかさ上げ、二線堤、部分的に低い堤防の存置との組み合わせになりますが、22) 土地利用規制、あふれたところで宅地以外の溢れてもそのままにしておきましょうという場所は、当然土地利用規制をしなければならないだろうということで、これも当然入ってまいります。

23) 水田等の保全、24) 森林の保全ですが、これは先ほどご質問があったところでございますが、現在の計画は水田等が今のままあることを前提としています。森林についても、森林の伐採とかが行われなことを前提としておりまして、当然どの対策を考えるに当たっても、保全は行われているものだというので、検討をそのまま続けるという整理にしております。

25) 洪水の予測・情報提供につきましても、当然河川整備計画の目標を達成するため、当然やっていかなければなりませんし、実際に今もやっておりますので、組み合わせのベースにはのせようということを考えております。

これらの案の中から、今後それらの組み合わせを検討していくわけでございますが、その組み合わせの考え方が47ページに書いてございます。1. 目標につきましては、河川整備計画と同程度の目標を達成する案であることというのは、先ほど説明したとおりでございます。

治水方策を組み合わせる際の考え方でございますが、鳴瀬川の流域の特徴を踏まえた組み合わせを検討することとしておりますが、先ほど説明した適用方策のうち、8) 樹木の伐採、24) 森林の保全、25) 洪水の予測等は、どの組み合わせのときにも大前提として入っているものですので、すべての組み合わせの中にもう入っているものだというふうに整理をしております。

残りの方策を組み合わせる際の考え方としまして、下に(1)、(2)、(3)に大きく対策を3つに分けて、それらの組み合わせを考えようと考えております。まず最初に、既設ダムを活用、検証対象ダムの再編による治水対策でございます。これらは、既設ダム2つ、検証対象ダム2つの計4つがございますので、これらの活用、再編について考えます。

2つ目は、ダムではないけれども、河川の中での対策を考えましょうということで、河道改修を中心とした対策、新たな施設、具体的には遊水地であり、放水路でございますが、そういったものによる治水対策を行います。

3つ目としまして、河川区域外、流域を中心とした対策ということで、これも大きく分けると2つに分けられるのかなと思っておりまして、(3)－1でございますが、はん濫を許容した対策、今の堤防の完成していないところはそのままにして、溢れたときに大事なところだけを守る対策、もう一つは(3)－2でございますが、雨水の貯留施設、浸透施設などのように、川に入ってくる水をそもそも減らしましょうという対策、これら2つがあると思いますので、それぞれについて組み合わせを検討した上で、例えば(1)と(2)の組み合わせであるとか、(1)と(3)の組み合わせであるとか、(1)、(2)、(3)を全部合わせた組み合わせであるとか、そういった組み合わせを作っていきますということで、実際にその組み合わせを整理したものが48ページ、49ページ、51ページまででございます。実際にイメージとしまして、52ページ以降にイメージ図を書いてございますので、こちらで説明させていただきます。

まず、説明個票の1、52ページでございます。これは現計画で、田川ダム、筒砂子ダム、あとは田川ダムに付随する洪水導水路を造りまして、中流部、下流部の河道掘削を行うというものでございます。

次に、ダムの活用再編による案でございます。これは53ページでございますが、田川ダム、筒砂子ダムを再編ということで1つにしてしまう。1つにするとき、例えば田川ダムを残すのか、筒砂子ダムを残すのか、あるいはダムの規模は現行のままにするのか、可能な限りかさ上げをするのかとか、そういったさまざまな組み合わせがあると思いますが、そういったものを行って、残りは河道改修によって対応しようという案でございます。

54ページは、計画の田川ダム、筒砂子ダムは、無しにしまして、今ある二ツ石ダム、漆沢ダムの有効活用をしようとする案でございます。イメージとしましては、ダムのかさ上げであるとか、二ツ石ダム、漆沢ダム、両方とも利水の容量を持っておりますので、それらの治水転用、当然補償等は払わなければなりません、そういったことと、あとは残りは河道改修によって対策をする案でございます。

次に、55ページ、これはもうダムを造らない、いじらない、すべて河道改修によっ

て対応する案でございます。当然河道改修の規模は、現在の河川整備計画より増える形になります。

次に、56ページ、これは既設ダムその他、河道改修だけではなくて、施設整備で対応しようとするものでございます。可能性として考えられるのは、遊水地。遊水地のイメージとしては、真ん中辺に紫の点線で書いておりますが、下流に遊水地を造っても、その上流部分には効きませんので、可能な限り上流に設置をするという形になろうかと思えます。放水路としましては、右下のほうに太い青い矢印、点線の矢印で書いていますが、こんなところに放水路をつくる案が考えられるのではないかということで、イメージとして示させていただいております。

57ページは、今説明した施設整備と、さらにその前に説明したダムの再編、活用をそれぞれ両方行う組み合わせたパターンでございます。ただ、これはすべての組み合わせをやると非常にケース数が膨大になりますので、我々のイメージとしては、ダムの再編につきましてはさまざまなパターンがある中でベストの1案か2案、あとは施設整備についても遊水地が可能な箇所というのは、多分たくさん造ろうと思えば造れると思うのですけれども、最終的に遊水地なのか放水路なのか、1案か2案ぐらい残して、それらの組み合わせを考えるというような進め方をしていく予定にしております。ここまでが河川による対策でございます。

次に、58ページから、河川ではなくて流域による対策でございます。58ページの図は、部分的に低い堤防をそのままにして、溢れたときに住宅地を守るような対策を考えましょうということで、実際にはどこをどういうふうにやればいいのかというのはまだ手つかずの状況なのですけれども、イメージとしましては58ページの鳴瀬川沿いに2本黒の実線とか点線がありますが、これの点線の部分が堤防が完成していないところでございます。これらのどこかをそのままにしておいて、溢れさせる。その場合、溢れるところというのはどの辺が想定されるかということ、川の近くに紫でハッチをかけているところでございますが、これが現在公表している直轄区間の浸水想定区域でございますので、どこかで溢れたらこの範囲内で浸水するであろうと。その中にどれぐらい住宅地があるのかというのをイメージしたのが59ページになりますが、59ページは航空写真から、目視で住宅が密集しているようなところを赤でハッチかけをしておるのですが、溢れた場合、こういった住宅が密集しているところは二線堤で止めるなり、あるいはもうまとめてかさ上げするなり、そういった対策が必要になるだろう

ということで、こういったことを踏まえて対策案をつくっていかねばならないだろうと考えてございます。

最後に、60ページでございますが、これは同じ流域対策でも川に流れてくる水の量を減らそうというもので、雨水貯留施設、雨水浸透施設、水田等の保全のイメージでございます。実際にどういったところでやる可能性があるのかというのを示したのがこの図でございます。茶色で広くハッチしてあるのは水田の場所をイメージしております。この中の一部分で対策を行った場合、どの程度効果があるのか、対策案となり得るのか、そういったことを検討してまいりますし、あとは青い丸で囲っているのは、これは市街地の位置でして、ここについては雨水貯留施設、雨水浸透施設等の整備が対策案として考え得るのではないかというふうに考えてございます。

最後に、資料はつけておりませんが、こういった流域対策と河道の対策、これらの組み合わせというのも、あらゆる対策をとるというのは、これも組み合わせの一つとして入ってくるであろうというふうに考えております。

今説明したのをまとめたのが、48ページから50ページ、51ページまでの表でございます。

今後これらにつきまして、概略評価をして2案～5案に絞り込んでいくわけですが、そのときの考え方がこの表に書かれてございまして、48ページの表の右側の上のところ、イ) 制度上、技術上の実現性というのが書かれてございます。49ページの同じ場所には、ロ) 治水上の効果、ハ) コストと書かれてございます。ここから絞り込むに当たっては、その実現性と効果とコスト、それぞれについて、概略とはいえ可能な限り定量的な評価を行いまして、例えばコストが圧倒的に高いのは、もう絞り込みのときには当然捨てる形になりましょうし、制度上、技術上の実現性が低い、例えば何らかの法改正が必要ではないかとか、そういった場合についても検討の対象から落ちて、それぞれ有力なものが2案～5案残ってきまして、最終的な詳細評価にいくというような流れを考えてございます。

治水対策の立案につきましては、以上でございます。

【進行】 ありがとうございます。

資料のほうは、利水についても同様の説明がこの後ろにつながるわけですが、ボリュームが多いものですから、ここで一旦切らせていただいて、治水分についてご意見を賜りたいと思います。

それから、若干補足でございますけれども、利水が非常に重要な流域でございますので、最終的には治水、利水合わせた総合的な評価が必要というところでございますけれども、この検討の進め方のやり方といたしまして、まず治水について評価をし、それから利水は利水で個別に評価をして、最終的に総合的な評価を行うという流れでございまして、今の説明は治水に限った観点からの説明になっているというところでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ご意見、ご質問を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

大崎市長、よろしくお願いいたします。

【伊藤大崎市長】 この鳴瀬川の特徴は、治水、利水が本来一体ですから、一緒に議論しなければならないのですが、ボリュームの関係で分離することですので、進行上、ちょっと本意ではありませんが、やむを得ないと思いますので。

ちょっと事務局には悪いのですが、あきれて聞いていたのですけれども、大変なエネルギーをかけて、こういういろんな資料を作っていただいて、感謝というよりはちょっとあきれてしまうのですが、やっているほうもやり甲斐がないのではないかなど、こう思うのですが、見失ってならない点ということからすると、この治水の鳴瀬川の特徴ということを是非きちっと位置づけを見失わないでいただきたいと思うのですが、これは前回のときにも申し上げましたけれども、長い歴史的な背景があって、この鳴瀬川は犠牲の上に立って、あるいは議論を重ねて、上流にダムで、先ほどご紹介がありましたように、大変に降水量が多い上流で、治水の面ではダムで危険をカットすると。中流で新江合川の水をいただくということで、下流部では堤防を強化して整備していくと、それとあと利水ということになるわけですが、利水は後でということのようです。

そのことで、これまでの犠牲と長い議論の上で作ってきたこの河川整備計画からすると、47ページでその基本的な認識からすると、時間を掛けてこの治水対策をしていくというときに、いろんな方法を検討するようですが、検討して河川整備計画で想定した目標と同程度の目標を立て達成すると。まず、私はこの点に疑問を感じずるのです。

このようなことで、多くの方々と改めて議論をするということは、歴史的な経過を受けて、前に作った河川整備計画を上回る計画を作るというなら、私たちは非常にやり甲斐を感じずるというか、使命感に燃えてやるのですが、河川整備計画、これは目標

を同程度ということは、作る事務局の中にも河川整備計画以上の治水安全対策はあり得ないということが頭からあるのかということからすると、言ってみればその計画に基づいた事業廃止ありきということがあると、これまでの長い水との戦いというのは何だったのかということに非常にむなしく思う。水との戦いの歴史に対する冒涇になりはしないのかということと、もう一つは、この鳴瀬川の特徴は、先ほど申し上げましたように、新江合川を通して江合川の水をいただくと。好んでいただくわけではないのです。全体的な水系ネットワークをつくって、江合川と鳴瀬川が一体的に安全度を高めていく。そして、鳴瀬川、吉田川とも繋がっていく。江合川を経由して迫川や北上川とも繋がっていくという、そういう治水のネットワークの上に乗っているということからすると、この鳴瀬川の1本の治水計画だけで安全度を確保していくと、完結するということはありません。だとすると、この計画の中には新江合川をいただいて、江合川から水をいただくということは、例えば捨てるのかとかいう乱暴な思想があるのか。鳴瀬川さえ守れば、あとの水系はどうなってもいいという思想がないとは思いますが、そういう歴史的な経緯を無視するのかどうかということで、不安をまず感じました。

それと、後で申し上げます、ここは利水との関係が一体でありますので、治水であってもいろんな方策の中で利水とは一体的に考えていかなければならないということからして、疑問を感じながら聞いておりました。

その上で、先ほどいろんな説明をいただいて、最終的にとりまとめをいただいて、48ページ、49ページにまとめていただいて、制度上、技術上実現性があるのかと、治水上の効果があるのかと、コストがあるのかということと、私はこの今申し上げました鳴瀬川の歴史的な背景からすると、もう一つ、二)として、こまをふやす必要があるのではないかと。“地域の理解を得られることができるかどうか”ということがこの事業を単なる机上論、可能性を探るということと並べるだけでなく、本当に実現性があるかどうかということの中には、歴史的な経緯と水と長く戦ってきたこの地域の苦労ということからすると、地域の理解を得られるのかという項目を入れないと、単なる机上論、絵にかいた餅に終わってしまうのではないかと感じております。現実的に幾つかの流域対策がございました。流域対策や遊水地、放水路がございましたが、これらのことが、貯水施設のこともありましたけれども、この流域で、先ほどの説明からすると、部分的に低い堤防を存置するということが、例えばこういう中で、説明

のときに大事でないところをその対象にするみたいな話で、この流域で安全上大事でないところなんていうことが果たしてあると認識されているのかと疑問を感じながら聞いておりました。

そういう疑問を感じながら、せっかくご用意をいただいた案ですので、一、二意見を申し上げさせていただきますと、私は基本的にこういういろんな対策案を作るときに、長い水との戦いの中で、確実に安全度を、治水上の安全度を担保できるかどうかということがまず大前提になると思います。利水の場合もそうでありますけれども。そういうことの中で、どこかが犠牲になって、その治水を担保するということは、ずっと水との戦いをしてきたこの流域からすると、それはまず歴史的に許されないと。全体がやっぱり安全度を高めていくということが前提になければならないだろうと思っています。

そういう方策の中で、それとその考え方の中でいろんな計画は出していただきましたが、現計画の場合は完成年次というのが出ていますね。事業費も出ていますね。これは、これから幾つかの組み合わせで当てはめていくということでありましてけれども、是非、具体的に議論する際には、この組み合わせの完成年次、全体事業費ということを引きちと出していただかないと、比較検討ができないだろうと思っています。

その中で、私は先ほど申し上げましたような認識の中で非常に実現性がないのではないかということは、新たな用地を取得したり、新たな地元の理解をいただくということが現実的にこれまで水害に打ちひしがれてきたこの地域の中で、現実性があるのかということを前提に思っております。

そういう中で、現在の河川整備計画が上流にダム、中流で新江合川から、下流で堤防を整備するということの中で、有力な方法の一つとして河道掘削なども加えていただいているようですが、例えばこの上流にダムを使わない案で、河道掘削だけでやっていくようなことも案の一つにあるようですが、上流でカットしないということからすると、下流での洪水対策が確保できるかどうかと。下流域の方々がこういう案を発表されたときに、不安を増幅してしまうのではないかと、容認はできないのではないかと、歴史的な経過からして、まず率直に思っております。この河道掘削案などをやるとすれば、先ほど言ったように、もう江合川からいただくことをやめるぐらいの、治水ネットワークそのものを見直ししなければならない、大幅な見直しになってしまうのだろうと思っています。

ダムの有効利用は、私は非常に現実的な判断だと思いますが、ただこれでもこの際に4つのダムを想定しているようですが、4つのダムの中で二ツ石ダムは後から申し上げる利水との関係、これらの計画で上流にできるダムから水利権をいただくと。その計画が遅れていることと、それだけで不足だということの中で、農業用水専用ダムとして二ツ石ダムができた経過からすると、ここに治水の役割を期待するというのは、これは現実的には全くあり得ないことだろうと。利水ダムと治水ダムは、目的も全く違って、利水ダムであればできるだけ満杯に水をためておいて足りないときに流すと。治水のことからすれば、一定量放水して許容量を確保しておくということからすると、ダムの機能が全く違うというのを、多目的ダムならば相互利用ということがありますが、二ツ石ダムの農業水利としての足りない水を確保するためにつくった二ツ石を治水でもカウントするということは、考え方としては非現実的な発想ではないのかなということを感じながら、説明を承っておりました。

樹木の伐採なども、これも先ほど生物多様性の話をしましたけれども、河川の中の生物多様性というのが環境の中で今問われているときに、環境団体から、これも現実的に理解をいただくということができるのかと。先ほど言ったような形で、地域の方々からの理解をいただけるのかということからすると、私からすると、26、その中で現実性が可能性あるということで幾つか絞っていただいたようですが、かなり現実性がないのも並べていただいて、無理して並べていただいているのかなと。厳しくこれは検討する必要があるのかなと思って聞いておりました。

【進行】 ありがとうございます。今多岐にわたるコメントをいただきましたが、事務局もしくは検討主体のほうからコメントをいただきたいと思います。

【山本水災害予報企画官】 では、お答えさせていただきます。

まず、実現性がなさそうなものも含めていろいろというお話でございましたけれども、現時点でこれが実現可能かどうかというのは、我々のほうも実際に数字とか出していないで、判断できてはおりませんので、これはもともとこの検証の趣旨は多様な方策がある中で、予断を持たずに幅広く検討しろということになっていることから、ちょっと多めのメニューになってございますが、実際にはこの中で、例えば本当に治水上効くのかどうかとか、そういった観点から検討して、最終的に2案～5案程度に絞り込んで評価をするという流れになってございます。

河川整備計画の目標だけでいいのかというご指摘もあったかと思いますが、これも

まず現行のダム案との比較でございますので、代替案の作成については、河川整備計画の目標と同等程度の案とすることとしております。実際には49ページのこの概略評価をする項目の治水上の効果の中に河川整備計画以上の雨が降ったときの効果はどうかというのも含めて見るということになってございます。そういったのも含めて、最終的に絞り込んでいきたいと考えてございます。

【田上河川部長】 それでは、私のほうから補足させていただきます。

本当に大崎市長の、前回もそうだったのですが、今回もまた、とにかく鳴瀬川のこれまでの治水の経緯等々を踏まえた計画、地域事情についてしっかり教えていただきました。非常に大事な視点だと思っておりますので、最終的に、次回以降2、3案に絞りますので、今市長がおっしゃったような形の意見というのをしっかり取り入れた形でいこうと思っております。決して我々予断を持っているわけではないのですが、実態的に市長がおっしゃられた形になるかもしれません。そういうことを踏まえて、しっかり今後ご意見賜ればと思っております。ありがとうございます。

【渥美宮城県土木部建設交通局長】 宮城県のほうからも、今のご意見に対してお話ししておきたいと思っておりますけれども、我々としては河川整備計画を策定した際に、現在の計画の妥当性は自信を持っております。ダムが有効だということも、このとき合理的に説明してきておりますが、前回の東北地方整備局長のご挨拶にもございましたように、これはもう政府の方針で一から見直せということでございます。ですから、市長がおっしゃるとおり、「この地元ではとても受け入れられない」とか、「歴史性を無視している」とか、それから「利水でつくったダムを治水活用するなんていうのは、地元の感情を逆なでするようなことを平気でおまえらやるのか」というお話だと思っておりますけれども、それを承知でここに並べて、これを一つ一つ丁寧に評価して、駄目なものは駄目、良いものは良いと。その中で組み合わせをして、もう一度次の3回目、4回目以降にご提示して、善し悪しを決めていくという作業の過程でございますので、そういうご理解のもとで作業を進めさせていただくことをお許しいただきたいと思っております。

【進行】 ありがとうございます。

ほかにご質問、コメント、ございませんでしょうか。お願いします。

【佐々木美里町長】 美里町の佐々木でございます。

前回伊藤市長さんからお話もいただきましたけれども、『第1回目の検討の場』に

出席できかねました。その理由は、大崎の市長さんからお話しいただいたように、『東北直轄河川治水期成同盟会連合会』あるいは『東北ダム事業促進連絡協議会』の河川についての要望活動がありまして、『全国治水期成同盟会連合会』の役員をさせていただいている立場でもありましたので、そちらのほうに出席するために欠席をさせていただきます。したがって、美里町長としての考え方をちょっとお話し申し上げたいというふうに思います。

基本的には、治水あるいは利水の安定的な事業推進には、今大崎市長がおっしゃられたとおり、基本的にダム整備を進めることに優るものは、私はないという考え方の一人でございます。今までもいろんな、100年からの歴史の中で洪水なり、あるいは利水の面で大変な状況にあった地域であります。そういう歴史の変遷を踏まえて、これまでもいろんな協議を重ねてきて、ようやく平成19年にいわゆる河川整備計画が策定をされて、時間はかかるけれども、いよいよ前に進むのだなということで、本当に地域住民を挙げて、実は大変喜んでいたさなかで、3年もたたない中で、こういったまた改めて『検討の場』を設けるとするのは、非常に不信感を持っているものでございます。これは、関係する者もすべてそうだと思います。今までの議論が一体何だったのかなという、これまで平成19年に計画されたものが、私はこの地域にとっては、流域にとっては最善、最良の方策だと信じて疑わないものであります。

市長からも今お話しされたように、今回の計画の目標、何か平成19年の計画の目標に近づけるための方策としてどうなのかということが議論の対象になっているような感じで、むしろ我々は平成19年の河川整備計画そのものも100%でないと思っていますので、それ以上、もっとグレードを上げていく計画を作っていくのだということになれば、それは我々もいろんな議論を進めながら詰めていかなければならないと思っておりますけれども、今の説明を聞いていると、どうも非常に後ろ向きな話しか聞こえてこないというのが実感でございます。

いろんなシミュレーションの中で議論されると思いますけれども、やはり私たちに、あるいは地域住民に示していただくのであれば、平成19年の計画を担保しながら、さらにもう一步踏まえた計画作りにするのだという、そういう意気込みであるようなものになっていかなければ、私たちはやっぱり地域住民とともに、「この進め方には非常に反対だ」ということを、私はあえて申し上げさせていただきたいと思います。

以上です。

【渥美宮城県土木部建設交通局長】 今貴重なご意見だと思います。事務局の説明も十分でなかったところもありますけれども、ここに書いてあるとおりでございまして、河川整備計画も同程度と書いてありますけれども、我々同程度というのは、少なくとも同じレベルでこの計画の検討をするということです。ですから、平成19年策定された河川整備計画と同じ治水の安全性を技術的に担保して、しかも安くて早くできる方法があるのかどうかを探そうと。それが今の計画よりも優るものがなかったら、それは今の計画が一番ですけれども、今の計画よりも優るものが仮にあるとすれば、その数%の確率でもあるとすれば、しっかり丁寧に探していこうという意気込みですので、決して平成19年の計画を下げたり、落とし込んで、この辺で何とかしてくれ、納得していただけないかということをお聞きの方に合意を取りつける場ではございませんので、そここのところは誤解なきように、事務局の説明も、資料もそうなっていますけれども、そういうことは決してありませんので、しっかり平成19年の目標は達成するための一番安くて早くできる方法を考えたいということでございます。

【進行】 まだ意見は続くかと思えますけれども、利水のご説明が残っておりますので、ここでまた資料の説明のほうに戻りたいと思います。

【山本水災害予報企画官】 それでは、利水についても同じような流れでございますが、説明させていただきます。資料は、61ページからになります。

61ページに書いてあるのが、これが有識者会議の『中間とりまとめ』の資料からの抜粋でございますが、利水についてもここに書かれている方策について検討しなさいということになっております。

検討したものが62ページ、63ページでございます。端から説明してまいりますと、1)、3つありますが、一番左の河川整備計画案が現行の案でございます。既設ダムがありますので、それとは別にダムの計画再編の案を検討しようということにしております。あともう一つ、利水については完全な利水専用ダムをつくるという案が成り立つだろうということで、利水専用ダムの新設についても検討の俎上にのせることとしております。

次、2) 河口堰でございますが、これは鳴瀬川水系は取水地点上流にも沢山ありますので、河口堰を何らかで対応して容量を増やすということをして、上流部で水が取れないということがありますので、河口堰は検討の対象には入りませんが、中流部に鳴瀬川は幾つか堰がございます。そういった堰の改築によって、一部分で対応でき

るところもあるのではないかとということで、中流部の堰の改築については検討の対象とするということとしております。

3) 湖沼開発でございますが、鳴瀬川水系には開発できるような湖沼はございません。

4) 流況調整河川ということで、他の水系から川の水を持ってくることを対象としておりますが、これは鳴瀬川の場合、新江合川がございまして、江合川の流況は実際に厳しくて、水が取れていないから上流に鳴子ダムがあるということで、現状当然ながら江合川から利水の容量を持ってくるような対策というのは考えられないということで、これは検討の対象外としてございます。

5)、6)、7) が実際に河道外に調整池を造ったり、既存のダムをかさ上げしたり掘削して容量を増やす再開発、あとは他用途のダム容量の買い上げ、こういった対策は当然効果が見込めるだろうと思っておりますので、これは検討の対象といたします。

次に、供給面での対応、63ページでございますが、8) 水系間導水は、これは先ほどの流況調整河川と同じで、他の水系から水を持ってくる施設を新たに造るものでございます。鳴瀬川は、他の水系から持ってくる可能性というのは、江合川しかございませんが、先ほど説明したとおり、江合川から持ってくるような利水の余裕はございませんので、これは検討の対象とはいたしません。

9) 地下水の取水でございますが、これは効果が見込めますので、これは検討の対象といたしますが、地下水の取水、大量に取水しますと地盤沈下等の懸念がございますので、どこまで地下水で取れるか、その辺は検討する必要があると思っております。基本的には、他の方策との組み合わせでしか成り立たないだろうとは考えておりますが、一応検討の対象にはなるだろうと考えてございます。

次に、10)、2つ書いてございますが、左側が新設ということで新しいものをつくるものでございまして、右側が今あるため池をかさ上げしたり、別な用途で使っているものを買い取って利水に活用しようというものでございます。これは検討の対象となり得るだろうと考えてございます。

11) 海水の淡水化でございますが、先ほどの河口堰と同様、上流部で取水するためには大規模なパイプラインなりで持ってこなければならなくて、これは非現実的だということで、検討の対象からは外してございます。

12) 水源林の保全でございますが、実際に効果を定量的に見込むことはできないと

ころではございますが、実際現在の利水計画は、今ある森林がそのまま残るという前提で検討、計画されておりますので、当然現状維持はしなければならないということで、これは組み合わせのベースとして、どの組み合わせにも入ってくるものだという事で残してございます。

13) ダム使用権等の振替でございますが、利水容量以外のものから利水容量に持ってくる、或いは、かんがい以外のものから、かんがいに持ってくるとか、そういったものが考えられます。

14) 既得水利の合理化、転用につきましては、効果を定量的に見込むことは困難でありますし、既に鳴瀬川水系ではかんがい事業がなされていまして、これ以上の合理化は見込めないだろうということで、検討の対象外にしてございます。

15) 渇水調整の強化、16) 節水対策、これらについても実際にやって効果がどの程度あるかというのを定量的に見込むのは非常に難しいところですが、これらについても水源林の保全と同じように、当然やらなければならないものだと考えておきまして、これも同じように組み合わせのベースとしてあるものだという整理をして、検討の対象としてございます。

こうして残ったものをまた組み合わせていくわけでございますが、組み合わせの考え方としましては、65ページでございます。これらの先ほど説明した方策も、やはり幾つかのパターン分けができるだろうと思っていまして、65ページの下にある(1)から(3)でございます。まず最初に、既設ダムと検証対象ダムを中心とする方策の組み合わせ、現行案に近いパターンでございますが、その組み合わせを考えます。次に、既設ダムと利水専用のダム、こういったものを中心とした対策を組み合わせます。最後に、既設ダムと、あとはダム以外の方策を中心とした対策の組み合わせを考えますという流れで組み合わせをつくっていかうと考えています。

実際にでき上がった組み合わせが66ページ以降でございますが、説明は個票のほうでさせていただきます。

72ページでございます。72ページ、説明個票の1、ケース1は、これは現行の計画でございますが、田川ダム、筒砂子ダムを造って利水容量を確保するという計画でございます。

次に、73ページでございますが、これはダムの再編という位置づけになりますが、筒砂子ダムはやめて田川ダムを残し、なおかつ田川ダムを現在の計画よりも高くして

容量を増やそうという案でございます。これについては、もうできるだけ容量を増やして田川ダムだけで筒砂子ダムの分の利水容量も確保するというやり方と、現行の例えばため池とかはなるべくかさ上げで頑張っ、地下水もちょっと取って、残った分は田川ダムで対応しようというようなパターンが考えられます。

次に、74ページでございます。今度は、田川ダムではなくて筒砂子ダムのほうを残して、かつ増強しようとするパターンでございます。

次に、75ページでございます。これは、筒砂子ダムをやめて田川ダムを残す案ですけども、田川ダムはかさ上げとかはせずに、現在の計画どおりの容量で対応して、筒砂子ダムで当初取水する予定だった分はそのほかの流域での対策を行おうというものでございます。流域での対策としましては、中流部の堰の改築であるとか、あとはため池の新設とか、他用途ダム容量の買い上げとか、ダムの再開発とか、そういったものとの組み合わせが考えられるだろうと考えてございます。

76ページは、同じでございますが、今度は田川ダムではなくて筒砂子ダムを計画どおり残す案、田川ダムの足りない分を河道の何らかの対策で対応するというものでございます。

77ページは、おそらく治水の案との組み合わせになろうかと思いますが、治水利水の兼用ダムではなくて、利水専用ダムを造ってというものでございます。この資料では、筒砂子ダムの位置に利水専用ダムと書いていますが、位置としては決めたものではなく、可能性として筒砂子ダムの位置に利水専用ダムを造る案とか、田川ダムの位置に造る案、あるいはどちらとも違うところに造る案、いろいろ考えられると思いますので、最適案はどれかというものを最終的に検討する必要があると思っております。

次に、78ページでございますが、同じく利水専用ダムを造るのですけれども、利水専用ダムだけで田川、筒砂子の両方の容量を確保するというものではなくて、河道の現在ある施設の改良とかで可能な限り頑張っ、残りを利水専用ダムで補うという利水専用ダムとそれ以外の対策との組み合わせの案でございます。

続きまして、79ページでございますが、ダムは治水利水兼用だろうが、利水専用だろうが新たには造らずに、既存の施設の改築とか、ため池の新設だとか、ダム以外の対策だけで容量を確保しようというものでございます。これらにつきましては、中流部の堰の改築、河道外貯留施設、ため池のかさ上げ、そういったものの対策を組み合わせることで考えていくことになろうかと思っております。

最後に、既設ダムとダム以外の方策、河道外貯水池、調整池を中心とした組み合わせということで、これは基本的には既存施設に手を付けず、全く新しいダムではなくて、ため池を造る案でございます。ため池としましては、全く川の外につくる案もございますし、治水との組み合わせになると思いますが、治水で遊水地案が出てきた場合、遊水地をふだんはため池として使っておいて、雨が降ったらさらにそこに水を入れて、治水も効果があるし、利水上も使えるもの、そういった対策があるであろうということで、そのような組み合わせを考えていこうというものでございます。

最終的に案の組み合わせとしてできたものが、66ページ以降からの一覧表になってございます。

利水につきましても、治水と同じように67ページの表の上の部分になりますが、実現性、利水上の効果、コスト、こういった観点から絞り込んで、やはり2案～5案程度にして、新規利水の代替案の評価を行うといった流れになります。これが新規利水、主にかんがいについての組み合わせの考え方でございます。

82ページ以降、次は新規利水ではなくて、流水の正常な機能の維持についてでございますが、これは実際には既得利水の補給、あとは生物の生息環境とか、そういった維持流量の組み合わせになりますが、既得利水が入っていることから、対策案の考え方につきましては基本的に新規利水と同じ考え方でございます。資料も基本的に同じ作りとなっておりますので、説明についてはここは省略させていただきます。

以上でございます。

【進行】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明、それから先ほどの治水分も含めてコメント、ご質問ありましたらいただきたいと思っております。

大崎市長、お願いします。

【伊藤大崎市長】 それでは、利水に関して意見を申し上げたいと思っております。

利水にかかわる基本的な認識、これは前回も申し上げましたけれども、この鳴瀬川流域は2万ヘクタールからの有効なこの地域の“豊穡の里”に水の恵みを与えているということでありまして、流域面積が広い割には鳴瀬川1本しかないという、非常に心細い、心もとない水量ということでもありますので、改めて今日の資料でもご説明いただきましたように、慢性的な水不足というのは、この流域の大きな課題であります。特に代かき水以降は、もう慢性的に水不足という状況でありますので、利水の面で絶

対量がまず不足しているということがこの鳴瀬川の特徴の一つであろうと、こう思っております。

そのことがあって、先ほどの治水のときに目をつけられた利水専用の二ツ石ダムも、そういう意味では水不足を解消するためにということで、国営かんがい排水事業で鳴瀬川の総合計画、整備計画の中で予定されている水源確保の既存のダム、計画のダムだけでは、あるいは既存の水源確保だけでは何ともならないということで農業専用ダムを造ったという背景があって、その国営かんがい排水事業も昨年完了いたしました。完了したのですが、この上流からそれぞれの計画、特にダムから農業用水をいただけるということを前提にして、この国営かんがい排水事業が計画されて、完了して、上流から水が来ないけれども、もうそういう意味では関連施設ができ上がっていると。でき上がって、既に負担金の支払いに入っているという状況でありますので、今日もおいでになっていますが、土地改良の方々、農家の方々からすると、「約束どおり早く水をよこせ」と、工事が終わって負担金は取られるけれども水は来ないという状況でありますので、言うならば「国の事業にだまされた」ということにならないように信頼関係を構築することと、造ったそういう国営かんがい排水事業の利水事業も、いづれこれはできて時間の経過と同時に老朽化が進むことになりますので、早い時期に使えるようにすべきだということでもあります。

そういう状況の中で、苦肉の策として、資料にもありました“豊水水利権”で、余ったら、余裕があるときに流すとかということもありました。今回節水対策で、例えば反復利用の計画も協力をお願いするようですが、もう既にお願ひされるまでもなく、この流域のほうでは反復揚水機を8カ所設置して、南郷だとか鹿島台のほうがそうなのですけれども、下流のほうは上流から流れてくる水が足りないということで、上流で使った、例えば不適切かどうかわかりませんが、一度使われた余り水ですね、余り水を今度ポンプで汲み上げて、また使っているということでもありますので、水質上からすればお茶の出がらし茶みたいなので、せつかくの豊富な、豊かな水質、きれいな水質というのが一度田んぼを経由しますので、使われてしまった余り水を使っているということからすると、同じ国営に参加して、同じ負担金を出して、上流は例えばいい水と、下流は余り水という不公平感も出てまいります。今それでも水が足りないということですので、そういう意味では8カ所の反復揚水機を使ってくみ上げていますが、これは急場の策ということになりますので、これ以上の既に行っております節

水対策ということは、他の水系ではあるかもしれませんが、この鳴瀬川ではもうやっているという状況であります。

そういう中で、いろいろと計画を作っていただきました。可能なものは全部組み合わせ、流域からすれば「どういう方法でもいいから、約束した水量をちゃんとよこしてくれと、早くよこしてくれ」というのが流域の農家の方々、土地改良の方々の総意であろうと思っております。そのことからすれば、幾つか出されたことは、是非、利水の方策として大いにご検討いただきたいと思っております。

治水と若干違うのは、既存のダムの利用組み合わせだとか、お互いの役割分担ということは大いに可能性があると思っておりますので、それぞれ目的が違って、利水の面ではお互いにダム機能を連携すると、あるいは幾つかのダムを統合するという案や、利水専用ダムに代えるという案もありますが、その方法は専門家の皆さん方にいろいろご検討いただいて、それらもこれまでの経過や固定概念にこだわる必要はないと思っておりますので、最終的にはどの方法でも、既存のダムの組み合わせでも、他の方法も含めても、必要とされる水量をちゃんと確保できる方法を早くつくっていただきたい。これ以上その方法が先送りになりますと、工事が終わって、負担金を納めている農家から、まさに水よこせ農民一揆が起きてしまうのではないかと思っておりますので、是非それは早期にご検討いただきたいと思っております。

【進行】 ありがとうございます。

事務局からお願いします。

【山本水災害予報企画官】 市長さんからいただいたご意見でございますが、まず治水のところで出てきた利水の容量の転用についてでございますが、実際に利水でいっぱい使っても、それでも足りないという実情はわかっておりますし、あとは実際に評価する中では、これも実現性の評価軸の中に入ってくるのですが、関係者との調整の見通しはどうかというものがございますので、そういったところできっちり評価していくことになるかと思っております。

あともう一つ、「負担金を払っているのに、こっちではダムで取れていて、こっちはまだ来ない」というお話についても、やはり評価軸の地域社会への影響の中に、その地域への公平性に配慮されているかどうかという項目がありまして、そういったところで今後ご意見を踏まえましてきっちり評価をしてまいりたいと考えてございます。

【進行】 よろしいでしょうか。

そのほかにご意見、コメントございませんでしょうか。

はい、よろしく申し上げます。

【佐藤加美町長】 加美町の町長でございます。きょうは何も言わないで帰ろうかなと思っていたのですが、今大崎の市長からお話がありましたし、美里の町長も先ほど治水に関することでのご発言ございました。私の町は最上流の町でございますし、このダムというのは、ではどういう積み上げがあつて今日に至っているのかということを改めて考えてみるときに、これは川上だけの話でもない、ましてや川下の“豊穡な土地”を持っている方々だけの問題でもないのだろうと。これが一つの鳴瀬川という川を通した、ある意味歴史的文化が詰まっているこの地域一帯の文化というものを形成してきた大きな要素がこの流域にあると思うのです。そういう観点から、いろいろな検討をなされて、我が町に既に2つのダムが完成し、また2つのダムが今計画として残っていると。「このことをどういうふうにしてくれるんだろう」ということは、私の町の状況からすれば、それを提供する側にもなるわけでございます。これまでの話し合いの積み重ねによって、ダムが必要であるということの前提で、2つのダムの地権者会も設立をし、町としてもこの地権者会を支援するというか、これまでの県あるいは国の仲介をさせていただいてきた歴史的経過があるわけでありまして。

そういうことからしまして、いろんな案が並んでいるわけでございますが、いずれにしても今の政権になって、超目玉として最初に出てきたのがこのダムの検証というものであったと思いますが、今日その方針に変わりはないのか、国として八ツ場ダムの例も報道されておりますけれども、どういう方向に進むのかということが最近さっぱりわからなくなってきたように思います。ある意味で、手をかけたものを途中でやめるということの無駄の大きさということがわかってきたからではないだろうかというふうにも思います。そんな中でこの検証作業でございますので、いろんなものを比較検討されて、この流域の今後の発展を期するということになれば、当然よりよい方策を見出すということは当然だろうというふうにと思いますが、これまでその計画に沿って進めてきた当該の町としては、きちっとわかりやすくこれまでに関わってきた人たちに説明がつくような方向を見出していきたいということをお願い申し上げたいと思います。

【田上河川部長】 しっかり賜りました。わかりました。

【進行】 ほかにご意見ございませんでしょうか。

東松島市さんからご意見をいただきたいと思います。

【大沼東松島市副市長】 今まで各それぞれ市長さん、あるいは町長さん方からお話しをいただいたわけでありますけれども、まさに東松島市といたしましては最下流のまちということで、本当にこれまで大雨が降るたびに洪水の危険、あるいは不安に駆られてきたわけであります。現在おかげさまで『鳴瀬川中流部緊急対策特定区間事業』、そしてまた鳴瀬川左岸堤の整備についてもいろいろご配慮をいただいておりますけれども、まさに本日説明をいただいたわけでありますけれども、組み合わせと言いながらも、余りにも現実離れと言えば極端な言い方になるかもしれませんが、最下流のまちに住む一人として、シミュレーションと言いながらも、こういうふうな形になるのかなというような部分で若干意外性を感じたわけであります。さらにこれからそれを煮詰めて治水に、利水に活かしていくということは存じますが、その辺十分に今後取り組んでいただく中で、よりよい方向に向かってご検討いただきたいと思っております。

この大きなうねりの中で今回のこの『第2回目の検討の場』ということになるわけでありますけれども、東松島市といたしましても、是非その辺のところを現実的な形で、そしてまた地域住民の理解を得られるような形でのものを一つずつつくり上げ、そしてまた提案し、真剣な検討をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

【進行】 ありがとうございます。

続きまして、涌谷町さん、お願いいたします。

【安部涌谷町副町長】 それでは、町長の代理で参りました副町長の安部でございます。

ただいままでいろいろと説明をいただいております。私初めてこの場に出席させていただきます。なるほど、こういう姿なのかなというふうに理解はしましたけれども、政権が代わって新たにこういう『検討の場』を持たなくてはならないその姿というものはどういうものだろうなという思いでございます。代わっても代わらなくても、この河川の利水、治水等々につきましては、生命が保障される一番大きな事業がこういう中での姿ですので、それをあわせた中で物事を進めていかなければならないというような考え方に立たなくてはならないのかなというような思いであります。

たまたまこの鳴瀬川流域総合については、涌谷町が直接かかわる姿ではありませんけれども、このポイントになります新江合川の存在が涌谷町にとっては大きな大きな分かれ目というのですか、この生命の分かれ目にもなる姿だろうなというような思いであります。そういった中で、江合川上流から下流の流域もあわせながら、新江合川をどのような姿で利活用して対応していくのかと。ダムは、なくてはならない姿は当然のことですけれども、そのほかに今基盤整備等々がどんどん、どんどん進んでおりますので、水は低いほうに流れると。涌谷町は下流部に位置しておりますので、流れた水は必ず涌谷町に及ぶというような姿でありますので、そういう面から涌谷町の上流部には“加護坊山”あるいは“篋岳山”も、小さい山ではありますけれども、そこに降った水が、すべてがおおむね涌谷町に流れてくるというような姿から見ますと、どうしてもこの新江合川のポイントが出てくるというようなことでございますので、是非その辺もあわせた中で鳴瀬川の総合開発をしていただきますようお願い申し上げます。

以上です。

【進行】 ありがとうございます。

ほかにコメント、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして今回予定していた議事につきましてはすべてご説明とご討議をいただいたという状況となりました。

閉会をさせていただきたいと思いますが、最後に閉会に当たりまして宮城県、渥美建設交通局長よりご挨拶を申し上げます。

【渥美宮城県土木部建設交通局長】 長時間にわたり、貴重なご討議、ご意見いただきましてありがとうございます。

先ほど会議の中でも申し上げましたし、また意見としても承りましたが、河川というのは上流、中流、下流が一体となって、そこが一つの大きな合意形成のもとで今日まで至っているわけでございます。加美町長さんがおっしゃったように、ダムを設ける地域の立場としては、下流のために、そういう思いで地域をまとめていただいて、また町民の皆様方には、ここまでご理解いただき、協力いただいている中で、こういうような議論になったということは大変申しわけなく思っておりますし、また流域市町村長の皆さん方におかれましても、江合川をはじめ鳴瀬川、江合川、北上川の関連で、大正時代から大きく議論され、今日に至るまで本当に時間をかけて合意形成が図

られた三本木の流量をいたずらに河川管理者、我々が変えるというような受け取り方をされたかもしれませんが、決してそういうことを考えているわけではありません。

ただ、我々も平成19年に作った河川整備計画は、当時の知見を最大限にフルに活かして作った整備計画で、先ほど申し上げましたように、効果性等についても問題がない計画と認識しております。それは今も考え方は変わっておりませんが、もう一度ダムの再編も含め、それから多様な対策を取り入れて、もう一度原点に立ち返って考えてみたらどうかというような流れの中で、こういう『検討の場』をつくらせていただいております。

我々も予断なく検討をさせていただきまして、現計画に対する対案があるのかどうかも含めまして、しっかり3回目以降検討結果をお示しして、ご意見をいただきたいと思っております。

先ほども事務局から説明がありましたように、地域の合意形成なくして治水は進みませんので、何とぞ今後ともよろしくご理解していただきまして、『検討の場』で3回目、4回目以降もご意見、ご指導いただければと思います。本日は大変ありがとうございました。

【進行】 ありがとうございます。

大崎市長、お願いします。

【伊藤大崎市長】 事務局に確認しておきますが、1回目のときにも申し上げましたのですが、スケジュール的にこの後の予定はどうなっているのですか。申し上げましたように、早い時期に結論を出していただきたいということと、年度をまたぐと、また仕切り直しみたいになるので、年度内、次回の予定はあるのですか。

【進行】 次回につきましては、できるだけ早く開きたいと考えております。一つの目標として、年度内ということも考えておりますけれども、そのあたりにつきましては、また日程調整をさせていただく中で、日にちが明らかになってくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

8. 開会

【進行】 それでは、以上をもちまして、『第2回鳴瀬川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場』及び『第2回筒砂子ダム建設事業の関係地方公共団体からなる

検討の場』を終了いたします。本日はありがとうございました。

—了—